

## 利益相反管理方針

### 1. 目的

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社（以下「当社」といいます。）は、顧客の利益が不当に害されることのないよう、金融商品取引法（昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号）上の金融商品取引業を行う者として、以下「利益相反管理方針」（以下「本方針」といいます。）を策定します。

### 2. 利益相反のおそれのある取引の類型等

#### (1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、当社又は当社グループ会社が行う取引のうち、当社の顧客の利益を不当に害するおそれのある取引（以下、「対象取引」といいます。）をいいます。

利益相反は、①当社若しくは当社グループ会社（役職員を含みます。以下同じです。）と当社の顧客（見込み顧客、当社が運用する投資信託等の最終投資家を含みます。以下同じです。）の間、又は②当社若しくは当社グループ会社の顧客と、当社の他の顧客との間等で生じる可能性があります。

#### (2) 利益相反のおそれのある取引の類型・判断基準

- 助言やアドバイスを通じて、顧客が自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱く場合（忠実義務型）。
- 顧客の犠牲により、当社又は当社グループ会社が経済的利益を得るか又は経済的損失を避ける可能性がある場合（忠実義務型）。
- 顧客以外の者との取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨若しくはサービスの形で誘因を得る場合、又は将来得ることになる場合（忠実義務型）。
- 保護すべき顧客を相手方とする取引をする場合（自己代理型）。
- 保護すべき顧客の取引相手の側に立つ取引をする場合（双方代理型）
- 保護すべき顧客の取引相手との間の、顧客と競合する取引をする場合（競合取引型）。
- 保護すべき顧客の非公開情報の利用等を通じ、自己の利益を得る取引をする場合（情報利用型）。
- 当社又は当社グループ会社が同一取引に複数の立場で関与することにより、通常の取引と同様の条件の取引が期待できない場合（取引の内部化型）。

また、当社の役職員は利益相反の恐れがある状況を特定した場合には、具体的な取引の前に利益相反管理統括部署に報告することとします。当社は、利益相反に該当するか否かの判断において、当社及び当社グループのレビューテーションに対する影響等の事情も考慮いたします。

### 3. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

上記2(1)のとおり、対象取引は、当社又は当社グループ会社が行う取引です。主な当社グループ会社については別に定める「主な当社グループ会社」によるものとします。

### 4. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法を選択し、又は組み合わせることにより当該顧客の保護を適正に確保いたします（次に掲げる方法は例であり、必ずしも下記の措置が採られるとは限りません。）。

- ・ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法
- ・ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法
- ・ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法
- ・ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法（ただし、当社又は当社グループ会社が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
- ・ その他当社が適切と認める方法

### 5. 利益相反管理体制

#### (1) 利益相反管理統括部署

業務担当部署から独立した当社コンプライアンス部を利益相反管理統括部署とし、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反に関する管理体制を統括します。

#### (2) 記録・保存

利益相反管理統括部署は、利益相反のおそれのある取引の特定及び管理方法の選定を行った場合、当該措置について記録し、作成の日から5年間それを保存します。

#### (3) 検証

利益相反管理統括部署をはじめ、利益相反管理に係る人的構成及び業務運営体制について、リスクベース・アプローチに基づく定期的な検証を行ないます。

2025年10月29日

利益相反管理方針 別紙

主な当社グループ会社（2025年1月31日現在）

#	英語名称	日本語名称
1	T. Rowe Price Group, Inc	ティー・ロウ・プライス・グループ・インク
2	T. Rowe Price Associates, Inc.	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク
3	T. Rowe Price International Ltd	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド
4	T. Rowe Price Hong Kong Limited	ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド
5	T. Rowe Price Singapore Private Ltd.	ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド
6	T. Rowe Price Australia Limited	ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド
7	T. Rowe Price (Luxembourg) Management SARL	ティー・ロウ・プライス(ルクセンブルグ)・マネジメント・SARL
8	T. Rowe Price Investment Management, Inc.	ティー・ロウ・プライス・インベストメント・マネジメント・インク
9	T. Rowe Price Advisory Services, Inc.	ティー・ロウ・プライス・アドバイザリー・サービス・インク
10	T. Rowe Price Trust Company	ティー・ロウ・プライス・トラスト・カンパニー
11	T. Rowe Price Investment Services, Inc.	ティー・ロウ・プライス・インベストメント・サービス・インク
12	T. Rowe Price (Canada), Inc.	ティー・ロウ・プライス (カナダ)・インク

13	UTI Asset Management Company Limited	UTI アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド
14	Oak Hill Advisors, L.P.	オーク・ヒル・アドバイザーズ L.P.

## ティー・ロウ・プライス・グループ® 利益相反管理方針

### 概要

お客様の利益を損なう可能性のある利益相反を特定、防止又は管理するため、あらゆる適切な措置が講じられるように、ティー・ロウ・プライス・グループ、インク（「ティー・ロウ・プライス」又は「当社」）はグローバル利益相反管理方針（「本方針」）を策定しています。利益相反が避けられない場合、ティー・ロウ・プライスは、組織上及び業務上の有効な管理を行うとともに、必要に応じて利益相反の存在をお客様に開示することにより、利益相反の軽減を図ります。

本方針は、ティー・ロウ・プライスが利益相反を特定し、管理する方法の概要を定めています。当社は、特定の事業活動の過程で利益相反が生じる可能性のある状況において、指針として他の方針及び手続を導入しています。これらの方針は、当社のディスクロージャー及びその他の社内規程で概説されています。

本方針は、当社が事業を展開する世界各地の様々な規制制度に準拠し利益相反を管理するための最低基準を定めています。利益相反を特定し管理する際に、本方針の遵守のみをもって、ティー・ロウ・プライスの現地の追加的な規制要件を遵守する義務に取って代わるものではありません。そのため、現地の規制により必要とされる場合、ティー・ロウ・プライス・グループの各子会社は、現地における利益相反に関する方針と手続を採用することがあります。

### 潜在的な利益相反の特定

ティー・ロウ・プライス倫理行動規範（「規範」）は、社員が多くのお客様に対する当社の受託者責任を認識しつつ、どのように利益相反について考えるべきかの方向性を定めています。すべての社員は、規範及び方針に従つて、利益相反又はその可能性を特定し、報告することが期待されています。方針が存在しない場合、実際の利益相反又はその可能性は、適切な担当者、グループ又は委員会に報告・検討され解決されなければなりません。規範は、社員が当社の期待に沿って利益相反を認識し、それに対応するための手助けとなる指針を提供します。

ティー・ロウ・プライスの社員は、利益相反を報告する義務がありますが、ティー・ロウ・プライスのコンプライアンス・プログラム及び子会社固有のプログラムでは、各事業部門が各分野固有の利益相反を特定し、それに取り組む責任に重点を置いています。新たな利益相反は、通常、戦略的取組の策定又は変更、プロダクト開発努力、デュー・リジエンスの遂行、顧客口座開設等、プロセス向上プロジェクト、規制変更の実施、研修等のなかで特定されます。事業部門は、通常業務を遂行する上で生じる利益相反の特定を目指しています。例として、以下の当事者間で利益相反が生じます。

- a) 当社（管理者、従業員、又は当社と直接又は間接的な支配関係にある者を含みます。）とお客様、ファンド又は当該ファンドの投資家との間
- b) お客様、ファンド又は当該ファンドの投資家と、他のお客様、ファンド又は当該ファンドの投資家との間

ティー・ロウ・プライスの経営委員会及び各子会社の取締役会又は委員会も、利益相反を特定し、それらが

## ティー・ロウ・プライス・グループ 利益相反管理方針

適切に管理されるように確保する責任を負っています。様々なグループや個人をサポートするため、これらの諸会議体は組織を横断する強力な委員会組織及び厳格な保証制度です。この体制には内部監査グループ、コンプライアンス・チーム、法務部、リスク管理チーム、各事業部門内に組み込まれた様々なリスク管理及びコンプライアンスの担当者が含まれます。これらの委員会及び保証グループは、個別の取組について事業部門と密接に協力するとともに、独立した立場での監督、モニタリング及び検証作業を通じて、注意を要する利益相反を特定します。社員は当社全体で協働し、潜在的な利益相反を調査します。またこうした実際の、及び潜在的な利益相反に伴うリスクの軽減に役立つように様々なプロセス及び手続きに取り組みます。

### 利益相反の管理

ティー・ロウ・プライスは、特定の利益相反の管理方法を決定する際に、規範のより広範な目的に加え、各子会社（支店を含む）の管轄地において適用される規制要件を考慮します。利益相反が特定された場合、ティー・ロウ・プライスは、当該利益相反を回避、又は少なくとも軽減する方法で事業活動の調整を図ります。ただし、全ての利益相反を回避することは、業務遂行上、必ずしも実行可能ではありません。回避策は実情を考慮して、以下を含むことがあります。

- 特定の従業員の行動禁止
- 職務分掌
- 情報障壁の設置
- 特定のプロダクト又はサービスの提供の辞退を含む行動の辞退

利益相反が回避できない場合、ティー・ロウ・プライスは、組織上及び業務上の有効な管理、規程、及び諸手続きを通じて利益相反の軽減を図ります。規範及び様々なグローバル・コンプライアンス方針に加え、事業部門の業務手順及び監督委員会の決議は、具体的な利益相反及びその管理方法について言及する場合があります。利益相反の管理にかかる義務は、通常、以下の分野の1つ又は複数を考慮して策定されます。

- 将来の意思決定を支える指針となる原則
- 通知及び承認の要件（一定の接待に関する事前承認等）
- 報告義務
- 監督責任
- 情報開示義務（対規制当局、対顧客、外部取引先向け等）
- 違反に対する罰則・制裁

以上